

秩父市農業委員会 令和5年 第6回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和5年6月22日(木) 午後1時58分
- (2) 閉会日時 令和5年6月22日(木) 午後4時19分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 26名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員13名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	◎糸 東 男	出席		第1 区域	吉 川 稔	出席
2番	上 井 克 彦	出席			松 澤 眞 一	出席
3番	○長谷川 満	出席		第2 区域	倉 林 幸 男	出席
4番	加 藤 勝 市	出席			大久保 勝	欠席
5番	笠 原 倍 吉	出席		第3 区域	田 口 俊 夫	出席
6番	彦久保 利 平	出席			小久保 健 司	出席
7番	○横 田 友	出席		第4 区域	齊 藤 稔	出席
8番	黒 澤 昌 治	出席			富 田 典 孝	出席
9番	青 野 孝 司	出席		第5 区域	新 井 明 弘	出席
10番	新 田 恭 一	出席			木 村 初 枝	出席
11番	長 島 秀 明	出席			高 田 忠 一	出席
12番	豊 田 恵 男	出席	●		新 舟 文 男	出席
13番	設 楽 治 男	出席	●	第6 区域	千 島 初 夫	出席
					木 村 雄 一	出席

◎印 農業委員会長 ○印 会長職務代理者 ●印 議事録署名人

－印は新型コロナウイルス感染予防対策のため出席を求めなかった農地利用適正化推進委員

4 議事日程

- 日程第1 開会・開議
- 日程第2 議事日程の報告
- 日程第3 総会成立の報告
- 日程第4 議事録署名委員の指名
- 日程第5 諸報告
- 日程第6 審議議案の報告
- 日程第7 議案審議

- 議案第25号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について (1件)
- 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について (7件)
- 議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)
- 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について (14件)
- 議案第29号 農用地利用集積計画の決定について (1件)
- 議案第30号 農用地利用促進計画の意見について (1件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

5 農業委員会事務局職員

職 名	氏 名	備 考	職 名	氏 名	備 考
事務局長	江 田 直 人		主 幹	小 川 英 孝	書記
参 与	宮 前 房 男		主 任	川 上 僚 太	書記
主 幹	千 島 修		主 査	笠 原 信 之	
主 事 補	見 澤 俊 亮				

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（糸東男会長） ただいまから、秩父市農業委員会 令和5年第6回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（糸東男会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（糸東男会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

江田事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中13名、農地利用最適化推進委員は、14名中13名です。

議長（糸東男会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（糸東男会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（糸東男会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

12番 豊田 恵男 委員 及び 13番 設楽 治男 委員、以上、お二人をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹及び川上主任を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長（糸東男会長） 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に処理した案件について報告いたします。事務局に説明を致させます。

江田事務局長 本日付け、報告文書をご覧ください。

1の番号1から8につきまして、それぞれ同一の土地について、賃貸人が農地の集約化を行っていましたが、地権者の意向により協議を行った結果、報告のとおり双方が合意したため、農地法第18条第6項の規定による通知書が当農業委員会に提出されたものでございます。また、賃貸人が集約化を行っている全ての農地について、賃料の変更を行ったため、変更前の時点に遡って合意解約が成立し通知書が提出されたことにより、事後報告となったものでございます。

なお、番号1につきましては、この後「議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請」番号5でご審議いただきますのでよろしく願いいたします。

次に、番号9につきましては、賃借人の変更に伴う合意解約であり、番号1から8と同様の理

由で、●●●●から合意解約について遡り、通知書の提出がされたことにより、事後報告となったものでございます。

なお、本案件につきましても、この後「議案第30号 農用地利用促進計画の意見について」でご審議いただきますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

日程第6 審議議案の報告

議長（糸東男会長） 次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

江田事務局長 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

まず、議案書1ページ番号1ですが、申請者から取下げたいと申し出がありましたので、議案を削除いたします。

次に、2ページ番号1ですが、担当農業委員と推進委員を、②担当農業員を「4番加藤勝市委員」、③担当推進委員を「1区吉川稔委員」に訂正をお願いします。

次に、4ページ番号1ですが、申請事由の「居住用建物敷地」を「貸家敷地拡張」に訂正をお願いします。

次に、同じく4ページ番号2ですが、申請者欄にお名前が記載されておりませんでした。申請者は、「●● ●●」様となりますので追記をお願いいたします。

次に6ページ上段番号4と5ですが、担当農業委員を「13番設楽治男委員」に訂正をお願いします。

最後に、同じく6ページ番号6と8の譲受人と譲渡人の欄の記載が逆になっていましたので入れ替えをお願いします。以上となります。

訂正箇所が多くお手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、本日、ご審議いただく議案について申し上げます。

議案第25号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について	が1件
議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について	が7件
議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請について	が2件
議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について	が14件
議案第29号 農用地利用集積計画の決定について	が1件
議案第30号 農用地利用促進計画の意見について	が1件

以上でございます。よろしくお願いいたします。

日程第7

議案第25号上程 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について
(1件)

議長（糸東男会長） 次に、議案第25号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（見澤主事補） それでは、番号2について説明をいたします。

案内図をご覧ください。

申請地 ●●●● 字 ●● 田 2筆 ●●●●㎡

の土地が農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするも

のです。

所有者から非農地判断について申し出があったもので、6月19日に長谷川満農業委員、笠原倍吉農業委員、木村雄一農地利用最適化推進委員と現地を確認しました。

なお、平成20年4月15日付け農林水産省経営局長通知「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準等について」によると、以下のいずれかに該当する場合、「農地」に該当しないものとする、とされています。

①土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること。

②周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるとき。

上記2点により現地調査を行った結果、申請地の状況は、一部山林の様相を呈している部分がありますが、接道は歩行者用の木道のみであるため農地に復元することは困難であると思われます。

また、周辺の営農状況からみても、山林に囲まれた土地であり、土壌も沼地のような状態となっているため、農地に復元したとしても、今後耕作を行うことはできないと思われます。

なお、昨年行われた農地パトロールの結果は、どちらも赤判定でした。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長（糸東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員および担当農地最適化推進委員の意見を伺います。

3番 長谷川 満委員 3番長谷川です。事務局の説明のとおりで、写真の（申請地の）右側は山林となっていて、区画の中はフジの木がずっと生えて何年も耕作していない状況でした。このままいくと自然と山林になっていくのではと思われます。以上です。

5番 笠原 倍吉推進委員 5番笠原です。ここは以前、●●●●●●が●●●園として管理していたところでしたが、2年前に廃園となってしまいました。原因はシカの食害でした。

また、2年ほど前に●●●●●●から草刈りを頼まれて作業を行ったのですが、長靴を履かないと中に入っていけないという状況でした。

長谷川委員も話しておりましたが、雑木はほとんどありませんが、フジの木にかなり覆われており、農地に戻すことはほぼ不可能と思われます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

6区 木村 雄一推進委員 6区の木村です。長谷川委員、笠原委員と現地を確認しました。お二人の説明のとおり現地は湿地でして、畑に戻すような状況にはありません。フジの弦もひどい状況でありました。よろしくお願いいたします。

議長（糸東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員ならびに農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

12番 豊田 恵男委員 12番豊田です。航空写真をみると現地の西側に住宅が見えますが、もし山林化したときに影響はないのでしょうか。

事務局（見澤主事） 住宅地は今回の申請地より一段高くなっており、現状生えているフジが伸びたとしてもすぐに住宅地に影響することは考えにくいと思われます。

12番 豊田 恵男委員 伸びてきたときは地主が切り払うといくことで大丈夫ですか。

事務局（見澤主事補） はい。

議長（糸東男会長） ほかに何かご意見はございますでしょうか。

無いようですので、以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第25号について、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないものと判断することに、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（糸東男会長） 賛成多数であります。よって、本案はそのように決しました。

議長（糸東男会長） 次に、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（川上主任） 私からは番号1について説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は議案書記載のとおりです。

申請地は、●●●● 田 3筆 合計●●●●㎡で、昭和●●年に贈与により取得した土地です。

案内図をご覧ください。●●●●●●●●から西に●●m付近に位置しています。

申請事由は、新規就農のためです。

譲受人は農地を他に所有しておりませんが、農作業歴は5年あり、譲受人の妻とともに耕作を行う予定です。

また、作付計画では、ブドウ、梨、梅を1年通して栽培する計画で、農機具については、耕うん機およびトラクターをそれぞれ1台所有しています。

申請地は田んぼであり、畑として耕作を行うことが困難であるため、農地法第3条許可が交付された後に、譲受人が農地改良を行う予定です。

権利の種類は、使用貸借権で期間は10年です。

現地を確認しましたところ、保全管理の状態となっていました。

説明は以上です。

事務局（江田事務局長） 私からは番号2と3についてご説明します。

まず番号2ですが、本譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●● 字 ●● 田 面積 ●●●㎡ 譲渡人が 昭和●●年に相続により取得した土地でございます。

案内図をご覧ください。

申請地の所在につきましては、国道299号 ●●●●●●より東へ約●●●mの付近に位置しております。

現地の状況から2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、申請地は譲受人の自宅のすぐ裏手にあり、ここを取得して耕作を始めたい、とのことでございます。作付計画書では年間で キャベツ、ジャガイモ、ダイコン、レタスなどを栽培するとなっております。

新規就農とのことですが、耕うん機を1台所有しており、農作業歴2年とのことです。

先日、豊田委員と倉林推進委員と現地調査を行いました。申請では現況が 田 となっておりますが、耕作は行っておらず保全管理されている状態でした。

続きまして番号3について説明します。

本譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●● 字 ●● 田 面積 ●●●㎡ 譲渡人が 平成●●年に相続により取得した土地でございます。案内図をご覧ください。

申請地は、国道299号小鹿野町との境の●●峠手前を、●●●●●●に向かう市道に入り約●●mほどに位置しております。現地の状況から2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、申請地は譲受人が経営する●●●のすぐ裏手にあり、ここを取得して稲作を始めたい、とのことでございます。

譲受人として所有する耕作地は他になく、初めての取得となりますが、夫名義の農地で●●年農作業を行っており、●●●を経営しながら、●とともに耕作を行うとのことです。

先日、豊田委員と倉林推進委員と現地調査を行いました。申請では現況が 田 となっておりますが、耕作は行っておらず保全管理されている状態でした。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

事務局（笠原主査） 私からは、番号4について説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●● 字 ●● 畑 1筆 ●●●●㎡ 令和●年●月に売買により取得した農地です。

案内図をご覧ください。申請地は、●●●●交差点の北東 約●●●mに位置しております。申請事由ですが、農業経営規模の拡大です。

譲受人は、秩父市の認定農業者で、現在●●●●㎡の農地を所有し、家族で酪農を営む他、ネギやエンドウなどの野菜を栽培しており、農作業暦は●●年になります。

当該申請地は、自宅から約●. ●kmと少し離れた場所にありますが、土地改良を行った農地であり耕作条件が非常に良いため、譲渡人と話し合ったところ譲ってもらえることとなり、この度の申請に至りました。

譲受人は、トラクターを5台所有しており、農地取得後は、しゃくし菜やニンニクを栽培する予定とのことです。

現地を確認したところ、作物は作付けはされていませんでしたが、きれいに管理されており、すぐにでも耕作できる農地でした。

説明は以上です。

事務局（見澤主事補） 私からは番号5と6について説明します。

番号5について、譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●●●● 字 ●● 畑3筆 計●●●●㎡で、令和●年に相続で取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は●●●●から北西へ約●●●m付近に位置しています。

申請理由ですが、譲渡人は申請地付近でブドウとイチゴの栽培を行っており、営農規模拡大のために周辺で農地を探していたところ、農地中間管理機構に貸出を行っていた申請地を売買することで話がまとまり、集約化を行っていた耕作者との合意解約がされたため、このたび申請に至ったものです。

譲受人は荒川地内に●●●●●. ●㎡の農地を所有しており、本申請地を併せると●●●●●. ●㎡になります。

保有する農機具等につきましてはトラクター2台、スピードスプレーヤー2台、バックホー1台、草刈り機1台、パワーショベル1台で、農作業の経験は●●年以上に及びます。

農地取得後は、議案第30号にて審議していただく農地と一体で利用し、イチゴを栽培する予定です。

耕作労働力は本人、常時雇用労働力9名に加えて3名の増員を予定しており、特に問題はないと思われまます。

現地を確認したところ、保全管理されていきました。

続きまして、番号6について説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●●● 字 ●● 畑2筆 計●●●㎡で、平成●年に相続で取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●●●●から東へ約●●●m付近に位置しています。

申請理由ですが、譲渡人が相続で申請地を取得する以前から譲受人が耕作を行っており、今後も譲受人が使用していく予定であることから、このたび申請に至ったものです。

譲受人は荒川地内に●●●●●㎡の農地を所有しており、本申請地を併せると●●●●●㎡になります。

保有する農機具等につきましてはトラクター1台、スピードスプレーヤー1台、バックホー1台、軽トラ1台、昇降機1台で、農作業の経験は●●年以上に及びます。

農地取得後は、柿を栽培する予定です。

耕作労働力は本人、世帯員1名ということで、特に問題はないと思われまます。

現地を確認したところ、柿の木が植えられておりきれいに管理されていきました。

事務局（千島主幹） 私からは番号7について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●● 字 ●● 畑 2筆 ●●●㎡で、平成●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●の北東に約●●●m付近に位置しております。

譲渡人は遠方に居住しており、管理していくことが難しくなってきたため、この度、申請地とともに隣接する譲渡人の宅地を別荘として一括で取得し、農業を営みたいと希望する譲受人との間で話がまとまり申請に至りました。

また、譲受人は現在●●県●市に住まれ、●●●を経営しておりますが、週末および長期休暇時等は大滝に赴き、耕作を行っていくと聞いております。

申請の目的は新規就農です。

保有する農機具等はなく、農作業歴はありません。

作付計画ではネギ、キュウリ、トマトを栽培する予定となっております。

現地は耕作農地で就農は可能であると見受けられます。

私からの説明は以上です。

議長 (衆 東男会長) 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

4番 加藤 勝市委員 4番加藤です。

まず、意見を申し上げる前に一点確認ですが、もし仮にこの案件が承認された場合、その次に土地改良、埋め立ての申請を新たに出してもらう、という手順でよろしいでしょうか。

事務局 (川上主任) 間違いありません。今回の場合は、本案件を承認いただきました後、譲受人が農地改良の手続きを行っていただく運びとなります。

4番 加藤 勝市委員 分かりました。では番号1について意見を申し上げます。

申請地は市街地にありまして、地目は 田 となっておりますが、北側には●●●、東側には国道140号を挟んで●●●●●があるというところでもあります。

申請事由にもありますが、もうここでは水田を作るということが難しいとのことで、親子だと思のですが、市街地の中に畑が残るということは結構なことだと思います。

今後埋め立て(土地改良)をして、梨などを作付けするとのことです。きちんと作付け・管理をしていただきたいと思います。そのようお願いをして、私はやむを得ないと考えます。以上です。

1区 吉川 稔推進委員 1区の推進員吉川です。先ほどの事務局の説明や加藤委員のお話のとおり、申請地は3つの筆に分かれています。周りに水路が回っていて、もともと田として使っていましたが、計画では畑として使うとのことで、水が畑に入ってしまうと梅や梨などの作付けは育っていかないと思われます。今回の許可が下りた後、土地改良を考えていると、先日現地調査でたまたま、申請者の家族と会いまして、そのような話しを伺いました。

農地が残ることには、私は賛成であります。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

12番 豊田 恵男委員 12番豊田です。番号2と3について説明します。

両件とも6月16日に江田事務局長、倉林推進員と3人で現地を確認しました。どちらも説明のとおり相続で取得した土地でした。2について地目は田でしたが、現状は畑で、譲受人の自宅のすぐ裏で保全管理状態でした。特に問題ないと判断しました。

次に3ですが、譲受人は●●●を経営しており、家族で周りの田を耕作しているということで、保全管理の状態にして、まとまって耕作した方が効率がいいと考えて申請したようです。倉林推進員のご意見も参考にいただき、ご審議をお願いしたいと思います。以上です。

2区 倉林 幸男推進委員 2区の倉林です。まず2ですが、現地確認を3人で行いました。

この土地は譲渡人が相続で●人兄弟だったと思いますが譲り受けたと思います。譲渡人は譲受人のおじさんで、耕作を始めたいと購入に至ったようです。

地目は田ですが、相続の時に周辺一帯を埋め土して畑にしたようでして、草刈り等管理してもらえば良いのではと考えます。

昨年、農地パトロールをしたとき、この場所を黄色判定をしましたが、最近親族が集まって

先ほど長谷川委員の説明のとおりでして、大滝もなかなか若い人が減ってしまい、農業をどうしたらいいかという心配があります。ぜひとも大滝で農業がしたいという人がいましたら、誠にありがたいことです。

先日現地確認を行いました、特に問題はありませんでした。ご審議よろしく申し上げます。

議長（衆東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

2番 上井 克彦委員 2番上井です。

まず番号1ですが、ここは湧水だと思うのですが、相当埋めないと畑にはどうかと思いますがいかがでしょうか。確認をお願いします。

番号3は、地目は田とのことですが、水路はあるのでしょうか。すぐ下に沢が流れているようですが、水の確保はできるのでしょうか。

次に番号6ですが、議案第25号の非農地の案件との位置関係を知りたいのですが。

また、所有権移転の増与となっていますが、二人の関係がよくわからないので教えてください。

それから番号7について、譲受人はお国はどちらの方でしょうか。参考に教えてください。

以上です。

事務局（川上主任） 湧水かどうかは現時点では確認できておりませんが、おそらく水路を通して流れていると思いますので、仮に農地改良を行った時に、水路について他の土地に影響が出ないように行っていただくこととなります。

事務局（江田事務局長） 番号3の水の確保ですが、蒔田川がすぐ下を流れておりまして、ポンプアップをして確保すると認識しております。以上です。

事務局（見澤主事補） 番号6についてですが、先ほどご審議いただいた非農地の場所は、ここでして（案内図をもとに説明、申請地は非農地案件の場所から北西に約●●●m離れた場所に位置している）、道の駅あらかわ前の線路を東に約●●●mあたりになります。

事務局（千島主幹） 番号7ですが「●●● ●●」と読みますが、国籍について代理人に確認したのですが、国籍についてはデリケートな案件なのでそれなりの理由を教えてくださいと言われてしましまして、申請要件に国籍はないので不明ということでご了承いただきたいと思います。なお、申請人が外国人の方なので、農地取得後に本国に帰られると困るため、代理人が申請人対してそのあたりを確認したところ、本人が気分を害されたとの経緯がありプライバシーにも係ることなのでご了承いただきたいと思います。

13番 設楽 治男委員 13番設楽です。番号7について、国籍だとか感情的な問題とのことですが、外国人の関係はいろいろと問題が起きているとの話も聞くので、よく調べたほうがいいと思うのですがいかかですか。

事務局（千島主幹） この方については、名寄帳も確認し宅地等土地を所有しておりまして、住民票の登録や印鑑証明もありますので、両親もこちらに住んでおり、問題ないと考えます。

議長（衆東男会長） 所有権移転で登記等に問題はない、ということですか。

事務局（千島主幹） 外国人が農地を取得するという点について、本邦にある不動産もしくはこれに関する権利の取得については、外国為替及び外国貿易法に規定がありますが、居住者については特に規定はなく、農地法では外国人であるということで農地の権利取得を制限しないということなので、当該譲受人は本邦の居住者なので、問題ないと思います。

13番 設楽 治男委員 今、香港という言葉聞いたのですが。

事務局（千島主幹） 「香港」ではなく「本邦」とお話ししました。

2番 上井 克彦委員 まだ質問に答えてもらっていないことがあるのですが。番号6について。

事務局（見澤主事補） 譲受人と譲渡人の関係ですが、親戚関係にありまして、譲渡人の親の代からすでに譲受人が賃借する話があり、代が変わり譲渡人も市内に住んでいて耕作する予定もないため、贈与により所有権を移転することとなったとのことでした。

7番 横田 友委員 7番横田です。

番号4なのですが、譲渡人はここを取得してどのくらい経ちますか。

事務局（笠原主査） 令和●●年●●月に新規就農という目的で取得しております。

7番 横田 友委員 で、ご本人はこの間耕作をしていたのですか。

事務局（笠原主査） 管理はされていたと把握しておりますが、一部耕作はされていましたが、●●●●㎡全体を作付けしていたかは分かりません。

7番 横田 友委員 この方の案件がよく出てくるような気がするのですが、こういうのはどうなんですかね。

事務局（笠原主査） そうですね。よく言われる3年3作に今回当てはまりますし、譲受人は認定農業者として酪農を営んでおり、取得している農地は耕作されていますので、今後はしっかり管理していただけるのではと判断しております。

7番 横田 友委員 おそらくそういうことだと思います。面積も大きいのでかなりのベテランの方が管理していくということは、将来的には守られる農地であると思います。

ただ、取得して3年3作というのは法律上、何も言えない部分もありますが、これ3条が増えることは結構ですが、許可後追って我々が見定めていかないとややこしい話になる案件も出てくると心配しているところです。

議長（糸東男会長） 他に質疑、意見等ございますか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（糸東男会長） それでは他に質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第26号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（糸東男会長） 賛成多数であります。よって、本案は、そのように決しました。

3条案件につきましては、3年3作云々との話もありましたが、あまり疑ってもちょっとまずいというふうなことも国からも出てきていますので、今後勉強していかなければとも考えておりますので、統一した意見が出せる方法を見つけていければと思います。

議案第27号上程 農地法第4条の規定による許可申請について （4件）

議長（糸東男会長） 次に、議案第27号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（川上主任） 私からは、番号1について説明いたします。

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●●● 畑 3筆 ●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は●●●●●から南東に約●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用目的は貸家敷地の拡張です。

申請事由ですが、過去に申請者の父が農地法の許可を得ず、昭和●●年頃から物置を建築し、住宅の一部として一体利用しておりました。その後、申請者が土地と建物を相続で取得しました。

申請者は県外に住んでおり、管理が困難であるため、今後は貸家(かしや)として土地および家屋の利用を計画しています。それに伴い、過去に物置を建築した申請地を今後は、貸家(かしや)の敷地の一部として使用していきたいとして、始末書添付の上で申請されました。一体利用面積は、●●●. ●●㎡です。本申請について新たな資金は発生しません。

現地を確認しましたところ、住宅の一部となっております。説明は以上です。

事務局（江田事務局長） 番号2につきまして説明いたします。

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●● 字 ●●● 畑 5筆 合計●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は国道299号●●●●●から北東に約●●●mの所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は自己用住宅の建設です。

申請事由ですが、この後議案第28号番号14（議案書8ページ）でご審議いただきますが、息子さんの自己用住宅を隣接地に建築する計画をしまして、登記等を確認したところ、住宅2棟、浄化槽、植栽など宅地として使用していた申請地が畑であったことが判明し、是正をしたいとして申請されました。

納税通知書等で確認する限り昭和●●年ころから宅地として利用し、当時を知るものもおらず経緯不明で、今後農地法の趣旨を理解し慎重に対処する旨の始末書が添付されております。先日、豊田委員と現地調査を行い、現況は申請のとおり住宅2棟や、浄化槽、植栽を確認しました。

追認案件であり、やむを得ないと考えます。以上、よろしく願いいたします。

議長（糸 東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

4番 加藤 勝市委員 4番加藤です。番号1については事務局説明のとおりです。

申請事由、近隣の宅地化の状況、3種農地、必要書類が整っている等から、やむを得ないと判断いたしました。ご審議お願いいたします。

12番 豊田 恵男委員 12番豊田です。番号2についてですが、申請者の●は●●年前に他界しています。母屋のとなりの建物は、当時申請者夫婦が結婚した時に居住するために建てたということです。浄化槽はこの2棟と一体化しております。

今回なぜ違反が分かったかということ、先ほど事務局の説明にもありましたが、養蚕小屋を壊して息子が家を建てよう計画し測量等調べたところ、違反が見つかったということです。

養蚕小屋はすでに撤去し更地に戻っております。始末書も添付されており、申請者が行ったことではないですが、私の家がすぐ隣ですので動きを見守っていきたいと思います。

ご審議よろしく願いします。

議長（糸東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（「異議なし」の声あり）

議長（糸東男会長） 質疑等無しと認めます。以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第27号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（糸東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

議案第28号上程 農地法第5条の規定による許可申請について (14件)

議長(糸東男会長) 次に、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

まず、番号3と4につきましては、関係する委員がおられますので先に審議したいと思います。始めに番号3について、1区吉川推進委員におかれましては、譲受人となっておりますので退席をお願いいたします。

では番号3について、事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(川上主任) 私からは番号3について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は議案書記載のとおりです。

申請地は ●●● 畑 1筆 ●●●㎡で平成●●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●●●から東北東●●●mにあり、立地の基準につきましては、市街地 化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用目的は、自己用住宅の建設です。

申請事由ですが、譲受人は現在、仮住まいであり手狭となってきたため、家族とともに譲受人の父が所有する実家に近く、居住環境が整っている申請地へ、自己用住宅を建築したいと申請されました。

権利の種類は使用貸借権で、資金調達計画は整っています。また、隣接農地の耕作者からは転用許可申請について承諾書が添付されています。

現地を確認しましたところ、一部分耕作されており残りは保全管理の状態でした。

議長(糸東男会長) 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

4番 加藤 勝市委員 4番加藤です。

事務局からの説明のとおり、申請事由、3種農地、近隣の宅地化の状況、必要書類が整っている等、秩父の人口が増えることは結構なことと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長(糸東男会長) ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより番号3に対する質疑に入ります。あわせて、意見を伺います。

(「異議なし」の声あり)

議長(糸東男会長) 質疑等無しと認めます。以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第28号の番号3について賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長(糸東男会長) 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

吉川推進委員には席に戻るようお願いいたします。

続きまして、議案第28号の番号4について議事参与の規定にかかりますので、4区富田典孝推進委員につきましては退席をお願いいたします。

それでは番号4について、事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(川上主任) では番号4について説明いたします。

番号4について説明します。議案書の6ページ目をご覧ください。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は議案書記載のとおりです。

申請地は ●● 字 ●● 畑 1筆 ●●●㎡で令和●年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●●から北東●●●mにあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は、自己用住宅の敷地拡張です。

申請事由ですが、譲受人は農業経営を行っており、農業用の車両置場および来客用の駐車場が必要となったため、今回、自宅に隣接する申請地を自己用住宅の一部として利用したいと申請されました。

また、当該申請地は農業振興地域の農用地でしたが、除外手続きを行っており、令和●年●月●●日付で手続きが完了しています。

権利の種類は所有権で、資金調達計画は整っています。

また、隣接農地の耕作者からは転用許可申請について承諾書が添付されています。

現地を確認しましたところ、保全管理の状態でした。以上です。

議長（衆 東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

13番 設楽 治男委員 13番設楽です。

事務局からの説明のとおりで、イチゴ農家で規模拡大を進めておりまして、それに伴い保管場所等の確保ということでやむを得ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長（衆東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより番号4に対する質疑に入ります。あわせて、意見を伺います。

（「異議なし」の声あり）

議長（衆東男会長） 質疑等無しと認めます。以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第28号の番号4について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（衆東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

富田推進委員には席に戻るようお願いいたします。

それでは、議案第28号の番号3と4以外の案件につきまして、事務局に説明をいたさせます。

事務局（川上主任） ではまず番号1について説明します。議案書の5ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●● ●●● 畑 3筆 ●●●㎡で、昭和●●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●●からの南南東●●●m付近に位置し、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用目的は、宅地分譲です。

申請事由ですが、譲渡人が高齢で維持管理が困難であること、申請地が、小学校、病院等の公共施設に近く、交通の便もよく、住宅地として適した土地であることから、譲受人が売買により取得し、位置指定道路を築造し、●区画の住宅用地を造成し販売するものです。

権利の種類は所有権で資金計画は整っており、農地転用を行う土地の隣接に承諾が必要な農地はありません。

現地を確認したところ、一部耕作で残りの大部分は草刈りを行っている保全管理の状態でした。

続きまして番号2についてご説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●● 田 1筆 ●●●●で、昭和●●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●からの南西●●●●m付近に位置し、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用目的は、宅地分譲です。

申請事由ですが、申請地は、住宅地の一角にあり、小学校やスーパーにも近く、住宅地として適した土地であることから、譲受人が売買により取得し、●区画の住宅用地を造成し販売するものです。

申請地の東側に農業用水がありますが、公図上に水路はなく、申請地または隣接地に設置されていると考えられます。

現時点で土地の境界が確定していないため、申請地内に農業用水が含まれているかは不明です。また、この農業用水は機能しており、現在も近辺の田を耕作するために利用されています。なお、申請者の代理人からは、境界に関わらず、農業用水を現在の状態で残し、機能に支障が出ないように土地造成および擁壁を設置する旨の説明を受けています。

権利の種類は所有権で資金計画は整っています。隣接農地所有者について、登記簿住所地に居住実態が無く居所不明なため、承諾書の提出はありませんが、理由書の提出があります。

現地を確認したところ、保全管理の状態でした。

次に番号5について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は議案書記載のとおりです。

申請地は ●● 字 ●● 畑 1筆 ●. ●●㎡で 令和●●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●●から南東●●●●mにあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は、排水管の埋設としての一時転用です。

本件は令和●●年第●●回総会 議案第17号番号4 で審議いただいた自己用住宅の農地転用申請に付随するものです。

申請事由ですが、当初、自己用住宅の排水は隣接する県道へ接続する予定でしたが、技術的に困難であることが判明しました。

そのため、自己用住宅予定地に隣接する申請地へ排水管を埋設し、申請地南側の水路へ排水管を接続したいと申請されました。

権利の種類は使用貸借権で、資金調達計画は整っています。

また、隣接に農地はありません。

現地を確認しましたところ、不耕作状態となっております。

事務局（宮前参与） 私からは、番号6から8について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●● 字 ●● 畑 1筆 ●●●●㎡で、影森福祉交流センターの東北東●●●m付近に位置し、譲渡人が平成●●年●月相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、宅地分譲です。

申請事由ですが、申請地は、南東側が秩父市道に面している土地で、市内中心部の近郊で交通の便が良く、近隣には住宅が立ち並ぶ閑静な住宅地で学校やスーパーマーケットにも近く、日常生活の利便性が良く、住宅用地として適していることから、譲受人が売買により取得し、位置指定道路を築造し、●区画の住宅用地を造成し販売するものです。

譲受人の資金計画は整っており、排水は公共下水道へ放流、土地造成として盛土を行うが、土留め擁壁等を設置し、隣接土地への土砂雨水の流出を防止する計画となっております。

開発面積が1,000㎡を超えることから、秩父市開発協議に関する指導要綱による事前協議が必要となりますが、申出の事前審査は済んでいます。

次に番号7について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●● 字 ●●● 畑 1筆 ●●●㎡で、●●●●●の東北東●●●m付近に位置し、譲渡人が昭和●●年●●月贈与により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅です。

申請事由ですが、譲受人は現在、賃貸住宅に居住しており、家族のための住居を建築するため、申請地を売買により取得するものです。

譲受人の資金計画は整っており、隣接する農地の所有者からは承諾を得ています。

現地を確認したところ、保全管理されている農地でした。

最後に、番号8ですが、譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●● 字 ●●● 畑 1筆 ●●㎡で、●●●●●●●●●●の北北東●●●m付近に位置している土地で、譲渡人が平成●●年●月に相続により取得した土地で、譲受人（西田和裕）が譲渡人（山中わか）の持分を売買により取得するものです。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、進入道路です。

申請事由ですが、譲受人は現在、秩父市名義の認定外道路（幅員2.5m～3.4m）を通行しておりますが、建築基準法第42条2項として指定されていない道路です。

譲受人はこの道路を利用して住居を所有、譲受人は畑を所有しています。
建築基準法の道路が必要として、位置指定道路を築造するため申請されたものです。
譲受人の資金計画は整っており、関係者以外に隣接する農地の所有者はいません。
なお、秩父市からは、位置指定道路を築造するための「法定外公共物占用許可」を受けています。

現地を確認したところ、不耕作の農地でした。

事務局（小川主幹） 番号9番につきまして説明いたします。

申請者、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●●● 畑 1筆 ●●●㎡で、平成●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●●の北側約●●m離れた場所に所在する土地で、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用目的は、進入路でございます。

申請事由ですが、申請地は、譲受人の一人、●●さんが所有する建物敷地への進入路として使われておりますが、隣接地に娘夫婦の国本さんが自己用住宅を建築する計画があり、同じく進入路として利用したいため、今回の申請にいたしました。この自己用住宅建築については、次の番号10番の案件となっております。

なお、大正元年ころから進入路として利用してきているとのことで、●●さんの始末書が添付されております。

隣接農地耕作者はおりません。

現地を確認しましたところ、申請どおり進入路となっております。

舗装等はされていません。

番号10番につきまして説明いたします。

申請者、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●●● 畑 1筆 ●●●㎡で、平成●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●●の北約●●m離れた場所に所在する土地で、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用目的は、自己用住宅でございます。

申請事由ですが、譲受人は、アパート暮らしをしておりますが、手狭になってきたため、住宅を建築して、生活の安定をはかりたいと申請されました。

なお、先の番号9番の土地を進入路として利用する計画となっております。

資金調達計画は整っております。隣接農地耕作者が一人おりまして、同意書が添付されております。

現地を確認しましたところ、一部にネギの栽培が確認できましたが、おおむね不耕作地となっております。

番号11番につきまして説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●●● 字 ●● 畑 1筆 ●●●㎡で、昭和●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●●●●●●の東側約●●●m離れた場所に所在する土地で、立地の基準につきましましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、建売住宅1棟でございます。

申請事由につきましまして、申請地は、市道に面した静かな住宅地に囲まれており、学校やスーパーマーケット等も近く、交通の便も良いため、住宅地として適した状況であることから、建売住宅を計画いたしました。

資金調達計画は整っております。

また、隣接する農地の方の同意書が添付されております。

現地を確認しましたところ、不耕作地となっております。

番号12番につきましまして説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●● 字 ●● 畑 1筆 計●●●●m²で、平成●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、国道140号、●●●●●●●●の北東約●●●m離れた場所に所在する土地で、立地の基準につきましましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、資材置場でございます。

申請事由につきましまして、譲受人は解体工事、遺品整理業の会社を経営しております。●●にある既存の資材置場が手狭になったので、●●●の本社と●●の資材置場の中間で、国道140号に近くて利便性が高く、周辺に民家がありませんことから、申請地を新たに資材置場として利用したいとのことでございます。

資金調達計画は整っております。

隣接する耕作地はございません。現地を確認しましたところ、梅の木が5、6本ありましたが、おおむね不耕作地でございます。

番号13番につきましまして説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●● 字 ●●● 畑 3筆 計●●●●m²で、昭和●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●●の南側約●●●m離れた場所に所在する土地で、立地の基準につきましましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、資材置場でございます。

申請事由につきましまして、既存の資材置場が手狭になったので、本社から至近の申請地を新たに資材置場として利用したいとのことでございます。

資金調達計画は整っております。

隣接する耕作地はございません。現地を確認しましたところ、不耕作地となっております。なお、この案件につきましまして、令和●●年●●月の総会におきまして、同じ場所、ほぼ同じ内容

で、ご審議をいただき、農業委員会としては、許可相当として埼玉県に進達をしましたが、その際、許可権者の埼玉県から指摘事項があったため、一度取り下げされた経緯がございます。この時の主な指摘事項としては、この譲受人が過去に農地転用許可を受けた既存の資材置場の利用状況について、当初の計画どおりに利用されていない、完了届が提出されていない、との指摘ございました。

その後、既存の資材置場の利用状況を改善したのち、●月のはじめに完了届を提出していただき、指摘事項を解消したことから、改めての申請に至りました。

事務局（江田事務局長） 番号14について説明します。

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●● 字 ●●● 畑 2筆 合計●●●㎡で、譲渡人が平成●●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は国道299号●●●●●から北東に約●●●mの所にあり、先ほど議案第27号番号2でご審議いただきました案件の隣接地となります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は自己用住宅の建設です。

申請事由ですが、譲渡人の息子さんである譲受人は市内のアパートに住んでおり、自己用住宅を実家の隣接地である申請地に建築したいとのこと。申請地の周りには譲渡人名義の土地のみであり、特に問題はないと思われ。ます。

先日、豊田委員と現地調査を行いました。写真にもありますが、以前は車庫・作業小屋が建設されていましたが、現在は取り壊され、更地となっております。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

議長（桑東男会長） 事務局の説明が終わりました。暫時休憩いたします。

・・・休憩・・・

議長（桑東男会長） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第28号の番号3と4以外の案件につきまして、担当委員の意見を伺います。

4番 加藤 勝市委員 4番加藤です。まず議案第28号番号1について意見を申し上げます。

細かいことは事務局説明のとおりですが、申請事由、3種農地、あるいは近隣の宅地化、必要書類がすべて整っていると。

北側に農地が若干残るのですが、付近に被害を与えないように注意すると、万一被害が生じたときは自己責任において対応するとのことですので、やむを得ないと判断いたしました。

次に番号2ですが、これも申請事由、3種農地、近隣の宅地化の状況、そして北側が休耕の田ですが、隣接地の所有者になかなか面会できないために、承諾書が添付できないという理由書が添付されております。

また、右側（西側）に公図には載っていないのですが、おそらく秩父用水の水路が通っており

ます。この水を使って申請地の一段下の金室地区で数件、現在も水田等で利用している方がおられますので、事務局の説明にあったように、擁壁等で埋め立てたときに水路は残す、利用できるようにするとのことですので、やむを得ないと判断いたしました。

ただ気になるのは、秩父用水が登記簿上水路として載ってなくていいのかなと疑問に思うのですが、どなたかご存じの方がいたら教えていただければと思います。

総合的に今後の水路が活用できることを条件に、やむを得ないと判断しました。以上です。

13番 設楽 治男委員 13番設楽です。番号5について説明します。

先般、申請があったのですが、調査不足により排水ができないとなり、改めて借りることとなったとのことですので、やむを得ないと思います。以上です。

11番 長島 秀明委員 11番長島です。番号6、7、8について申し上げます。

概要については事務局の説明のとおりです。

まず番号6ですが、宅地分譲を目的とした申請ですが、第3種農地であり、隣接する農地が2つあって所有者からの同意を得られている。それから事業計画書と現地の相違ありませんでしたので、やむを得ないと判断しました。

次に番号7ですが、自己用住宅の建設ということですが、申請地は第3種農地、隣接農地の所有者が2人いて同意を得られていること、現地の状況・計画内容も特に問題無いようですのでやむを得ないと思います。

番号8ですが、進入路の建設のための申請とのことですが、現地は第3種農地とのこと、当事者以外に隣接農地の所有者はいないとのことで、位置指定道路ということで計画しているとのことでやむを得ないと思います。

3件とも、何か問題があったときには責任をもって対処すると、申請書には書かれておりましたので、別段問題ないと思います。

9番 青野 孝司委員 9番青野です。私からは番号9から12について申し上げます。

いずれの内容も事務局からの説明のとおりです。

まず番号9と10については、関連がありますので意見を申し上げます。

番号9については追認案件であり、農地転用許可を受けないまま大正時代から自宅への進入路として使用していたとのことです。

また、番号10は当該農地に娘夫婦の自己用住宅を建設させたいとのこと。当該農地は譲渡人の自宅に隣接しており、また番号9の進入路を使用しなければならないことから、いずれもやむを得ないと考えました。

次に番号11についてですが、譲渡人は当該農地を建売住宅用地として売却したいとのこと。当該農地は保全管理の状態にあり、宅地化が進んでいる地域でもあることから、やむを得ないと感じました。

最後に番号12についてですが、譲受人は当該農地を資材置場として利用したいとのこと。現地を確認したところ、当該農地の東側隣接地が山になっており形状もやや傾斜しておりました。保全管理の状態であったことから、こちらもやむを得ないと思いました。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

10番 新田 恭一治委員 10番新田です。番号13について説明します。

先ほどの事務局説明のとおりでして、先に指摘事項があり取り下げた訳ですが、現在所有している資材置場等の改善ができたとのことで、今回また申請なされたわけです。

申請地に行ってみたところ、かなりの傾斜があり、山のほうから竹が生えていました。私が昨年10月に見た時よりもかなりひどい状況となっていました。

これらを畑に戻すことはなかなか大変だと思いますので、ご審議をお願いします。

12番 豊田 恵男委員 12番豊田です。

先ほどご審議いただいた議案第27号番号2の隣接地であります。

譲受人は東京で仕事をしていたのですが、秩父に帰ってきて、今回、一人暮らしの母の自宅のすぐ隣に建てるということで、特に問題ないのではと思います。

ご審議よろしくをお願いします。

議長（糸東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（糸東男会長） それでは質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第28号番号3と4以外について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（糸東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

議案第29号農用地利用集積計画の決定について （1件）

議長（糸東男会長） 議案第29号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（見澤主事補） それでは、番号1について、説明させていただきます。

本案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和5年6月1日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

それでは、計画の内容を申し上げます。

本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

貸付けに係る土地については議案書をご覧ください。

申請地は、●●●●● 字 ●● 畑 1筆 計 ●●m²です。

土地の所在につきましては、案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●の北西約●●●m付近にある農地です。

利用権を設定する期間は、令和●年●月●日から●年●か月となっております。

現地を確認いたしましたところ、保全管理されておりました。

本案につきまして決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、続く議案にて農用地利用集積等促進計画を決定することとなります。

説明は以上です。

議長（衆東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

5番 笠原 倍吉委員 5番笠原です。この土地に関しましては、そば栽培を行っている法人が使用していたところで、特に問題ないと思います。

ご審議よろしく申し上げます。

6区 木村 雄一推進委員 6区推進委員の木村です。笠原委員の話されたとおりきれいに保全管理されておりました。よろしく申し上げます。

議長（衆東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（衆東男会長） 質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案29号について、市長からの申し出のとおり、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

議長（衆東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第30号 農用地利用促進計画の意見について （1件）

議長（衆東男会長） 議案第30号農用地利用促進計画の意見についてを議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（見澤主事補） 番号1について説明をいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、秩父市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、令和●年●月●日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。

計画の内容を申し上げます。

このたびの促進計画に掲げられております農地は、先の議案第29号におきまして農用地利用集積計画を決定したものと、令和●年第●●回総会におきまして農用地利用集積計画を決定したものの計2筆で、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、申出がありました担い手に貸付する計画です。

借受人は、秩父市の認定農業者である ●● ●さん です。

借受後は、議案第26号の5番で審議していただいた農地と一体で利用し、イチゴの栽培を行う計画です。

賃借期間については、令和●年●月●日より●年●か月、賃料は10aあたり●●●●円となっております。

なお、それぞれの計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と借受人との調整が整っており、適切であると判断しております。

説明は以上です。

議長（衆東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員および担当農地利用最適

